（特定連絡道路工事施行者の決定の通知）

第七条　国土交通大臣は、前条第一項の規定による申請をした者が令第五条の要件に適合すると認めるときは、当該申請をした者並びに関係都道府県及び市町村に対し、その旨を通知するものとする。

（特定連絡道路に関する工事に係る貸付申請の手続）

第八条　都道府県又は市町村は、法第五条第一項の規定による国の貸付けを受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

一　特定連絡道路に関する工事に係る都道府県又は市町村の当該年度における貸付けの金額及びその時期

二　都道府県又は市町村の貸付けを受ける特定連絡道路工事施行者の当該年度における特定連絡道路に関する工事に関する工事実施計画の明細

三　都道府県又は市町村の貸付けを受ける特定連絡道路工事施行者の当該年度における特定連絡道路に関する工事に関する資金計画の明細

四　都道府県又は市町村の貸付金に関する貸付けの条件

（高速道路利便増進事業に関する計画に定める事項）

第九条　法第六条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第六条第二項第一号の高速道路利便増進事業の実施体制に関する事項

二　（略）

（法第六条第十項第一号の国土交通省令で定める部分）

第十条　法第六条第十項第一号の国土交通省令で定める部分は、専らＥＴＣ通行車（道路整備特別措置法施行規則（昭和三十一年建設省令第十八号）第十三条第二項第三号イに規定するＥＴＣ通行車をいう。）の通行の用に供することを目的とする高速道路（高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第二条第二項に規定する高速道路をいう。）の部分とする。

（法第七条第二項の振替機構債券等に関し国土交通省令で定める事項等）

第十一条　法第七条第二項の振替機構債券等に関し国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第七条第二項の振替機構債券等に係る債務を法第六条第一項に規定する承継日において一般会計において承継する旨

二　法第七条第二項の振替機構債券等について同条第七項の規定により申請をすることができない期間並びに同項の規定により制限される同項及び令第七条に規定する申請の内容

2　法第七条第二項の振替機構債券等に係る機構債務の承継のために必要なものとして国土交通省令で定める事項は、同条第八項第三号から第五号までに掲げる事項とする。

（新設）

（新設）

（高速道路利便増進事業に関する計画に定める事項）

第六条　法第五条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第五条第二項第一号の高速道路利便増進事業の実施体制に関する事項

二　（略）

（法第五条第十項第一号の国土交通省令で定める部分）

第七条　法第五条第十項第一号の国土交通省令で定める部分は、専らＥＴＣ通行車（道路整備特別措置法施行規則（昭和三十一年建設省令第十八号）第十三条第二項第三号イに規定するＥＴＣ通行車をいう。）の通行の用に供することを目的とする高速道路（高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第二条第二項に規定する高速道路をいう。）の部分とする。

（法第六条第二項の振替機構債券等に関し国土交通省令で定める事項等）

第八条　法第六条第二項の振替機構債券等に関し国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第六条第二項の振替機構債券等に係る債務を法第五条第一項に規定する承継日において一般会計において承継する旨

二　法第六条第二項の振替機構債券等について同条第七項の規定により申請をすることができない期間並びに同項の規定により制限される同項及び令第五条に規定する申請の内容

2　法第六条第二項の振替機構債券等に係る機構債務の承継のために必要なものとして国土交通省令で定める事項は、同条第八項第三号から第五号までに掲げる事項とする。